



令和 6 年 8 月 26 日
国土交通省関東地方整備局
京浜河川事務所
狛江市

「狛江市かわまちづくり」計画が登録！
狛江市役所において登録証の伝達式を行います。
～河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成に向けて～

「かわまちづくり」支援制度において、京浜河川事務所管内で新たに「狛江市かわまちづくり」計画の登録が発表されました。（令和 6 年 8 月 8 日付）

9 月 2 日に狛江市長へ「かわまちづくり」計画の登録証を手交する伝達式を行いますので、下記のとおりお知らせします。

【登録証伝達式】

- 日 時： 令和 6 年 9 月 2 日（月）10 時 00 分から
- 場 所： 狛江市役所（4 階 市長公室）（東京都狛江市和泉本町 1 丁目 1-5）
- 出席者： 狛江市長、京浜河川事務所長
- 次 第： 1）開会
2）登録証伝達 写真撮影
3）挨拶
4）閉会

◎報道関係者の皆様へ

- ・当日、取材を希望される報道機関の方におかれましては、別紙 2 のとおり 8 月 30 日（金）16 時 00 分までに事前登録をお願い致します。
- ・伝達式終了後、報道機関向けに取材対応を予定しております。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 都庁記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 京浜河川事務所

電話：045-503-4000（代表） メールアドレス：ktr-keihin-kannai@mlit.go.jp

副所長 小川 （内線：205）

河川環境課 課長 大浪 （内線：371）

「狛江市かわまちづくり」(東京都狛江市)

別紙 1

対象河川：一級河川 多摩川水系多摩川 【国管理河川】

市町村名：東京都狛江市

推進主体：狛江市



1. 概要

狛江市は、健康・福祉・医療の拠点を担うあいとぴあセンターを核として、それらの機能の継続的な維持により市南西部での拠点の形成、また、和泉多摩川駅を中心とした利用頻度の高い商業・金融・医療・福祉等都市機能の維持・誘導を図ることで利便性の高い拠点の形成を目指します。

この取組を充実させるため、本計画では、豊かな自然に親しむことのできる快適な生活環境を身近に確保しつつ、市民等との協働により、市の貴重な環境資源である多摩川河川敷を活用したまちづくりに取り組みます。

国土交通省では、この取組に対し、必要な河川管理施設の整備のほか、河川空間において営利活動を実施する場合には、河川敷地占用許可準則第22条に基づく、都市・地域再生等利用区域の指定等の支援を実施していきます。

2. ハード施策の内容

国土交通省：階段、階段護岸、坂路、側帯盛土、舗装、緊急用河川敷道路

狛江市：カフェ、トイレ、サイン・案内板・解説板、サイクルポート、フットライト、休憩所、キロポスト等設置等

3. ソフト施策の内容

国土交通省：都市・地域再生等利用区域の指定 等

狛江市：キッチンカー設置、イベント開催、水辺の楽校維持保全、環境学習の実施、散策マップ作成 等

狛江市かわまちづくり計画における3つのゾーン



※今後、工事实施のための詳細な設計等を実施することにより、実施内容を変更する場合があります。

事前登録について

令和 6 年 9 月 2 日（月）の「狛江市かわまちづくり」登録証伝達式につきまして、取材を希望される報道機関におかれましては、下記のとおり、事前にメールにて登録をお願い致します。

事前登録受付〆切：令和 6 年 8 月 3 0 日（金）1 6 時 0 0 分まで

件 名：狛江市かわまちづくり

本 文：①代表者氏名（ふりがな）

②所属先

③連絡先（電話番号、メールアドレス）

④人数（代表者含む）

送付先：国土交通省京浜河川事務所河川環境課

ktr-keihin-kannai@mlit.go.jp

水源地から河口まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す。(令和6年8月時点:286地区)

ソフト施策による支援

- ・都市・地域再生等利用区域の指定等による民間事業者等のオープンカフェ等への河川空間の多様な利活用の促進
- ・優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援

都市・地域再生等利用区域の指定の適用事例



遊歩道の民間活用
(道頓堀川／大阪市)



オープンカフェの設置
(京橋川／広島市)

先進的な取組の情報提供



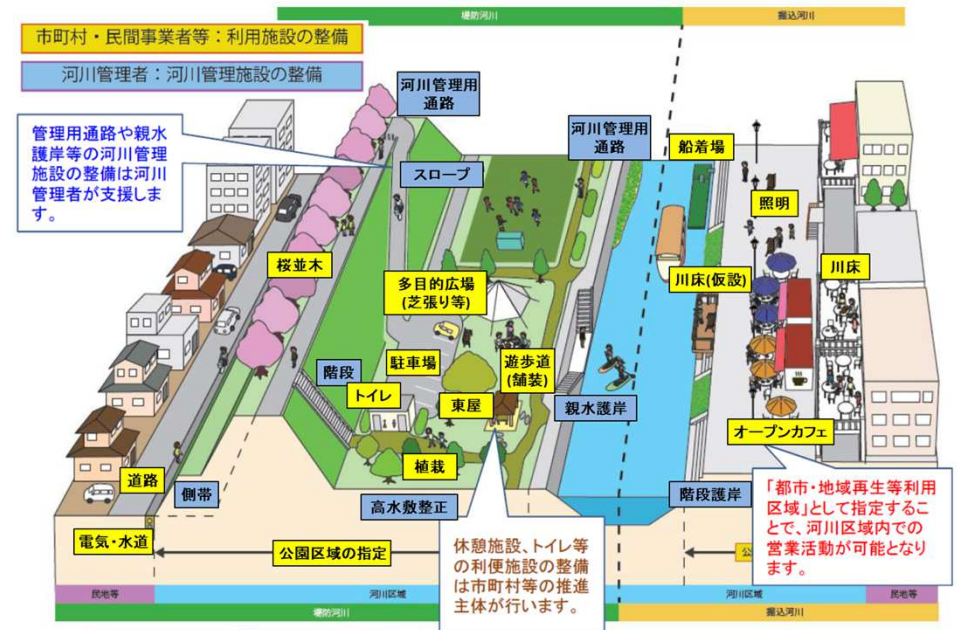
民間事業者の参加
(信濃川／新潟市)



賑わい拠点の整備
(木曽川／美濃加茂市)

ハード施策による支援

- ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理用通路や親水護岸等の施設整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。
(市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備)



河川管理用通路の利用
(最上川／長井市)



親水護岸の利用
(新町川／徳島市)